

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 10 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

(一社) 全国建設業協会
専務理事 伊藤 淳
(公印省略)

『休日 月 1 + (ツキイチプラス)』運動実施に当たって
留意すべき事項について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当会の活動につきまして、日頃から格段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 1 日付け全建労発第 1 号「今後の働き方改革への取組について」(以下「全建労第 1 号」という。)により、全建として、統一的・具体的に取り組む活動についてお願いさせていただいたところ です。

このたび、全建労第 1 号記 1 の『休日 月 1 + (ツキイチプラス)』運動実施に当たって、特に留意していただきたい事項を、下記のとおり整理いたしましたので、会員企業の皆様にご周知いただき、本運動が円滑に進みますよう、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

記

1 『休日 月 1 + (ツキイチプラス)』の意味

『休日 月 1 + (ツキイチプラス)』運動は、実際に休日が確保されることを目指します。就業規則上 4 週 8 休であっても、実態として休日が確保できていない場合は、実際に休日が確保されるよう取組を進めて下さい。

2 有給休暇の取扱い

有給休暇は、従業員の権利として付与されるものですので、『休日 月 1 + (ツキイチプラス)』運動の休日にはカウントされません。

3 雨天の場合を1日休業とする場合

勤務すべき日において、雨で丸1日休業することを決定する場合は、労働基準法第26条（使用者の責めに帰すべき事由による休業）の規定により休業手当の支払義務が生じることとなっていますが、『休日 月1+（ツキイチプラス）』運動としては、休日にカウントしていただいて結構です。

なお、あらかじめ就業規則に振替休日の規定をおき、従業員に前日までに通知する場合は休業手当の支払義務は生じません。

ただし、法定休日と単純に振り替える場合は、休日が増えたことにはなりませんので、本運動での休日にカウントすることはできません。

そのため、他の休日と振り替える場合には、実際に休日が増えるか否かで、本運動の休日にカウントできるかどうかを判断して下さい。

4 交替制での休日の確保

本取組は、建設産業で働く従業員の4週8休の確保を最終目標とするものです。

建設現場が開いていても、交替制により従業員の休日が確保されるのであれば本取組としては差し支えなく、必ずしも現場を閉所することまでをお願いするものではありません。

5 積雪地域での変形労働時間制

1年単位の変形労働時間制について、

①労働時間が48時間を超える週を連続させることができるのは3週以下かつ

②対象期間を3ヶ月ごとに区分した各期間において、労働時間が48時間を超える週は、週の初日で数えて3回以下

という一般的制限（労働基準法施行規則第12条の4第4項）が、積雪地域において建設業に従事する方については解除されることになっていますので（同施行規則第65条）、積雪地域においてはその活用も併せて検討してみてください。

6 「4週8休実現企業」宣言

最終目標とする4週8休が確保された企業においては、自ら「4週8休実現企業」と宣言していただくこととしていますが、これは当該企業に働く従業員それぞれが、特段の理由がない限り、4週8休が確保できている状態をさすものとし、企業自らの判断により宣言していただくものです。

担当：労働部 長尾